

別表第2

地域子ども・子育て支援事業の事業目標値

事業名	実施主体	事業内容	指標	現状値	事業目標
時間外保育事業（延長保育）	市町村	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業	人	14,239	16,367
一時預かり事業	市町村	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業			
子育て短期支援事業（トワイライトステイ）	市町村	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業	人日	468,055	509,527
子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター）※病児・緊急対応強化事業を除く	市町村	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業			
※うち幼稚園在園児を対象とした一時預かり	市町村	幼稚園又は認定こども園（以下「幼稚園等」という。）において、主として幼稚園等に在籍している満三歳児以上の幼児を一時的に預かる事業	人日	397,569	408,516
病児保育事業・子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター）※病児・緊急対応強化事業	市町村	病気の児童について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業	人日	9,124	27,230
子育て援助活動支援事業（ショートステイ）※就学児のみ	市町村	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業	人日	31	2,736
地域子育て支援拠点事業	市町村	家庭や地域における子育て機能の低下や、子育て中の親の孤独感や負担感の増大等に対応するため、地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を行う事業	人日	(110 か所)	98,767
利用者支援事業※母子保健型を除く	市町村	子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について情報収集を行うとともに、それらの利用に当たっての相談に応じ、必要な助言を行い、関係機関等との連絡調整等を実施する事業	か所		26
利用者支援事業（母子保健型）	市町村	妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援体制を構築する事業	か所		ニーズに応じて実施
乳児家庭全戸訪問事業	市町村	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業	人	8,143	ニーズに応じて実施
養育家庭支援訪問事業	市町村	乳児家庭全戸訪問事業などにより把握した、保護者の養育を支援することが特に必要と判断される家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する相談支援や育児・家事援助などを行う事業	人	792	ニーズに応じて実施
妊婦健康診査	市町村	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業	人回	106,932	ニーズに応じて実施
放課後健全育成事業	市町村	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等において適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業	登録数	12,868	16,130
子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業	市町村	要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク期間間の連携強化を図る取組を実施する事業	市町村数	4	8
実費徴収に係る補足給付を行う事業	市町村	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業	市町村数		ニーズに応じて実施
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	市町村	新規参入事業者に対する相談・助言活動等巡回支援や、私学助成（幼稚園特別支援教育経費）や障害時保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるための職員の加配を促進するための事業	市町村数		ニーズに応じて実施

I
本
編



別表第3

公表する教育・保育情報の内容

施設又は事業所（以下この表において「施設等」という。）を運営する法人に関する事項
法人の名称、主たる事業所の所在地及び電話番号その他の連絡先
法人の代表者の氏名及び職名
法人の設立年月日
法人が教育・保育を提供し、又は提供しようとする施設等の所在地を管轄する都道府県の区域内に所在する当該法人が設置する教育・保育施設及び当該法人が行う地域型保育事業
当該報告に係る教育、保育を提供し、又は提供しようとする施設等に関する事項
教育、保育施設又は地域型保育事業の種類
施設等の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先
事業所番号
施設等の管理者の氏名及び職名
認定こども園、幼稚園、保育所又は地域型保育事業の認可又は認定を受けた年月日
当該報告に係る事業の開始年月日又は開始予定年月日及び確認を受けた年月日
特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の規定により連携する特定教育・保育施設又は居宅訪問型保育連携施設の名称（特定地域型保育事業者に限る。）
施設等において教育・保育に従事する従業者（以下この表において「従業者」という。）に関する事項
職種別の従業者の数
従業者の勤務形態、労働時間、従業者一人当たりの小学校就学前子どもの数等
従業者の教育・保育の業務に従事した経験年数等
従業者の有する教育又は保育に係る免許、資格の状況
教育・保育等の内容に関する事項
施設等の開所時間、利用定員、学級数その他の運営に関する方針
当該報告に係る教育・保育の内容等（特定教育・保育施設における保護者に対する子育ての支援の実施状況（幼稚園及び保育所については実施している場合に限る。）を含む。）
当該報告に係る教育・保育の提供に係る居室面積、園舎面積、園庭の面積等（幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成二十六年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第一号）附則第四条の規定により同令の規定を読み替えて適用する場合にあっては、その旨を含む。）
施設等の利用手続、選考基準その他の利用に関する事項
利用者等（利用者又はその家族をいう。以下同じ。）からの苦情に対応する窓口等の状況
当該報告に係る教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生したときの対応に関する事項
施設等の教育・保育の提供内容に関する特色等
当該報告に係る教育・保育を利用するに当たっての利用料等に関する事項
教育・保育の提供開始時における利用者等に対する説明及び契約等に当たり利用者等の権利擁護等のために講じている措置
教育・保育の提供開始時における利用者等に対する説明及び利用者等の同意の取得の状況
利用者等に対する利用者が負担する利用料等に関する説明の実施の状況
相談、苦情等の対応のための取組の状況
安全管理及び衛生管理のために講じている措置
情報の管理、個人情報保護等のための取組の状況
教育・保育の提供内容の改善の実施の状況
その他都道府県知事が必要と認める事項

I
本
編

4 特に支援が必要な子どもが健やかに育つように —様々な環境にある子どもや家庭を支援します—

子どもへの虐待を社会全体で予防するとともに、障害のある子ども、社会的養護を必要とする子どもやひとり親家庭など様々な環境にある子どもの自立に向けて総合的に支援します。

施策の目標	施策の内容
子どもへの虐待防止対策の充実	児童相談所の機能強化 市町村や関係機関の相談体制整備及び連携の推進 子どもへの虐待に対する心のケア・治療体制の充実
様々な環境にある子どもや家庭へのきめ細かな取組の推進	社会的養護を必要とする子ども等に対する施策の充実 ひとり親家庭に対する支援の充実 苦情解決システム等の構築
障害のある子どもへの支援の充実	特別支援教育の充実 障害のある子どもに対する相談・療育支援の充実

施策の目標指標	現状値	31年度目標値
子育て中に子どもを虐待していると感じることがある (あった)親の割合 (青森県「子どもと子育てに関する調査」)	32.8% (H25)	減少
里親等委託率 (厚生労働省「福祉行政報告例」)	20.2% (H25)	23.4%
母子寡婦福祉資金の周知度 (青森県「ひとり親家庭等実態調査」)	23.5% (H21)	増加
児童養護施設入所児童の大学等進学数 (青森県こどもみらい課)	1人 (H25)	増加



(1) 子どもへの虐待防止対策の充実

子どもへの虐待は、子どもの健やかな発育・発達を損ない、心身に深刻な影響を与えることから、県民一人ひとりがこの問題に理解と関心を持ち、地域一丸となった取組を進める必要があります。子ども虐待の未然防止対策を推進し、早期発見、早期対応、子どもや保護者に対する治療など切れ目のない総合的な支援を講じ、関係機関を含めた地域全体で子どもを守る支援体制（予防を重視した保健・医療・福祉包括ケアシステム）づくりに積極的に取り組みます。

① 児童相談所の機能強化

- ・ケースへの迅速な対応及び支援を行うため、適切な人財及び人員の配置を図るとともに、児童相談所職員の資質の向上に努め、児童相談所の機能強化を図ります。
- ・児童虐待に関するアセスメントの的確な実施、法的・医学的専門性を要する対応や子ども・子どもの保護者・家庭への具体的かつ連続的な支援を行うため、児童相談所の専門性を十分確保し、きめ細かな対応を図ります。

② 市町村や関係機関の相談体制整備及び連携の推進

- ・住民に身近な市町村の要保護児童対策地域協議会の機能強化及び効果的な運営のため、人財養成研修を実施し、地域における相談支援体制の整備を進めます。
- ・医療・保健・警察・教育機関等により構成する青森県要保護児童対策地域協議会において、関係機関が適切に役割分担し、地域全体で子どもを守る体制の充実及び連携強化を図ります。
- ・市町村を始めとする相談機関における早期発見・早期対応や業務の適切な実施を確保するために、技術的助言等を行い、相談機能及び対応力の強化を図ります。
- ・保育所、幼稚園等の子どもを預かる機関に対し、虐待が疑われる子どもや親のサインの理解及び関係機関との連携の仕方等について研修を実施し、虐待の早期発見体制を強化します。
- ・居住実態が把握できない子どもについては、医療・保健・福祉・教育・警察等関係機関が連携し情報を共有しながら、子どもの安全確認・安全確保のための対応を行います。
- ・悩み等を抱える妊婦等に対する相談体制の整備や、関係機関と連携し里親制度等の周知等の支援を行います。
- ・児童虐待による死亡事例等が生じた場合は、地域特性を踏まえた検証作業を行い、必要な措置を講ずることにより、死亡事例等の再発を防止します。
- ・子どもへの虐待を未然に防止するため、広報紙等による広報活動や県民を対象とした講演会の開催、映画の上映などにより、意識啓発に努めます。また、再発防止のために、被虐待児童や保護者への治療的な支援を強化します。

③ 子どもへの虐待に対する心のケア・治療体制の充実

- ・乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設等において被虐待児などの入所児童に対する心理療法を実施し、処遇の充実を図ります。また、各施設への家庭支援専門相談員、心理療法担当職員等の専門的な職員の配置促進及び支援技術向上の取組を推進します。
- ・児童相談所において、虐待を受けた子どもとその家族を対象に、家族の再統合を目指した治療体制の充実強化を図るとともに、家庭復帰後の虐待等の防止のため、施設のソーシャルワーク機能の強化、児童家庭支援センターや母子生活支援施設等の積極的な活用及び関係機関との連携を強化し、家族支援及び家族を支える地域支援の充実に努めます。

(2) 様々な環境にある子どもや家庭へのきめ細かな取組の推進

家庭において適切な養育を受けられない、社会的養護を必要とする子ども等の自立支援に努める他、家庭的な養育環境の形態を目指します。また、被措置児童等虐待の禁止の徹底及び予防に取り組みます。さらに、ひとり親家庭が安定した生活を営むことができるよう、子どもや家庭に対する支援を充実します。

① 社会的養護を必要とする子ども等に対する施策の充実

- ・乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児治療短期施設等の施設における処遇の充実、地域交流の推進、生活環境の充実を図ります。
- ・温かい家庭を提供し、健全な養育を行う里親制度を充実させ、里親委託を推進するため、児童相談所、市町村、里親支援機関等が連携し、県民に対して里親の一層の理解促進に向けた里親制度の周知、新規里親の開拓、養育スキルの向上等を目的とした里親に対する研修等支援の充実、里親の相談体制の整備に努めるとともに、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の促進を図ります。
- ・乳児院や児童養護施設においても家庭的な養育環境の形態をめざし、小規模化及び地域分散化を推進します。また推進に当たっては、地域住民に対して、社会的養護の正しい知識の習得を目指した普及啓発を行い、社会的養護関係施設等が受け入れられやすい環境の整備に努めます。
- ・社会的養護の担い手となる人材を確保し、小規模グループケアに対応する職員の増加等施設の状況に合わせた研修を行い、養育スキルの向上、治療的関わり、施設内の組織的運営等多面的に専門性の向上を目指します。
- ・社会的養護関係職員等に対し、被措置児童等虐待防止について研修を実施し、ケアの質の向上及び予防に取り組みます。また、被措置児童等虐待の禁止について社会的養護関係職員への徹底及び予防に取り組みるとともに、被措置児童等虐待対応マニュアルに沿って、適切かつ速やかに対応できる体制を整備します。
- ・社会的養護により育った子どもが、地域生活を送るために必要な支援体制を整備するなど、社会的養護を必要とする児童の自立支援に努める他、自立生活能力がないまま施設退所をすることにならないよう、18歳以降の措置延長を活用します。
- ・十分な学習機会に恵まれない社会的養護が必要な児童や生活困窮家庭等の児童に対し、学習支援を行い教育の機会を提供します。

② ひとり親家庭に対する支援の充実

- ・子どもの最善の利益を尊重しながら親子が安定した生活を営むことができるよう、母子父子自立支援員の資質の向上を図り、専門的な立場からの相談支援に努めます。
- ・一時的な病気などの際に生活援助と子育て支援を行う支援員を派遣したり、帰宅の遅い親に代わって児童養護施設等で一時預かりを行うなど、ひとり親家庭の子育て支援を充実します。
- ・ひとり親家庭等の経済的自立を図るため、就業支援、資格取得経費等の助成、母子父子寡婦福祉資金の貸付け、児童扶養手当の支給、ひとり親家庭等の医療費の助成を行うほか、子どもの学習面での支援に努めるとともに、ひとり親家庭等の支援制度のより一層の周知に取り組みます。

③ 苦情解決システム等の構築

- ・社会福祉事業者段階における苦情解決体制の充実を図ります。
- ・当事者間では解決できない福祉サービスに対する不満や苦情については、公正・中立な観点から第三者機関として設置された「青森県運営適正化委員会」で適切な解決を図ります。



(3) 障害のある子どもへの支援の充実

障害のある子どもに対して、早期からそれぞれの障害に応じた適切な治療、指導及び必要な支援を行うことにより、障害による生活上又は学習上の困難を改善・克服するとともに、子どもの可能性を最大限引き出し、自立と社会参加を目指した総合的な取組を推進します。

① 特別支援教育の充実

- ・様々な障害のある子どもの教育的ニーズに対し、総合的な教育的支援体制の整備を図り、子どもやその保護者、教員に対し、障害、養育、就学、学習、進路等について適切な助言や支援を行い、課題となっている状況の軽減・改善を図ります。また幼稚園、小・中学校などにおいて、知的障害のない発達障害を含めてすべての障害のある子どもへの一貫した教育的支援の充実を図ります。
- ・一人ひとりの教育的ニーズに応じた早期からの一貫した支援の充実を図るために、特別支援教育を一層推進するよう、教員の専門的知識や技能の向上及び指導力の充実を図ります。

② 障害のある子どもに対する相談・療育支援の充実

- ・障害に応じた専門医療機関を確保するほか、適切な医療療育の提供を推進します。
- ・身体障害のある子どもに対して、必要な医療の給付を行い、早期治療によって障害の軽減に努めます。
- ・知的障害のある子どもに対して、早期からの療育等総合的な支援体制の整備を推進します。
- ・自閉症等の発達障害のある子どもの早期発見・早期支援のための体制整備を推進します。
- ・発達障害のある子どもの社会参加や自立促進のため、発達障害について理解と関心を深める意識啓発を推進します。
- ・発達障害のある子どもを含めて特別な支援を必要とする子どもの保育に関して、家庭及び保育所と地域の関係機関等との連携を図り、個々の特徴に応じた一貫した適切な対応を行うよう支援します。



オレンジリボン

子ども虐待防止のシンボルマークです。
子どもへの虐待をなくし、子どもたちを支援しようとのメッセージが込められています。

取組の役割分担

【家庭・県民】

- ・適切な養育スキルの習得
- ・気になることを相談する力の獲得
- ・様々な障害の理解

【地域】

- ・虐待の理解と通報
- ・子どもや子育て家庭への見守り

【関係機関】

- ・児童相談所等への速やかな通告と連携の強化
- ・継続的なフォロー体制の充実
- ・健診等での連携
- ・必要な時に医療、療育、訓練などが受けられる体制の整備

【行政】

- ・児童虐待防止対策の推進
- ・保護を要する子どもに対する支援の充実
- ・障害のある子ども等に対する支援体制の充実
- ・ひとり親家庭に対する支援の充実



5 健やかに心豊かに育つように —豊かな心、命を大切にすることを育む支援と健全育成を推進します—

子どもの教育と、子どもの豊かな心、命を大切にすることを育み、次代の親の育成を支援する施策に取り組めます。

施 策 の 目 標	施 策 の 内 容
子どもの権利擁護の推進	学校・家庭・地域における人権教育の推進 子どもの権利擁護の普及啓発
次代の親の育成の推進	思春期性教育の推進 若年者の就業意識の醸成・啓発活動の推進
子どもの生きる力、豊かな心の育みの支援	確かな学力の向上 豊かな心の育成 新しい時代に対応した教育の推進 スポーツ・芸術文化活動の振興 健やかな体の育成 信頼される学校づくり
少年非行や不登校などに対する対策の充実	不登校やいじめなどに対する対策の充実 少年非行等に対する関係機関とのネットワークづくりの推進 被害に遭った子どもの保護の推進
命を大切にすることを育む環境づくりの推進	命を大切にすることを育む県民運動の推進 命を大切にすることを育む教育の推進
自然とふれあう体験交流の促進	自然環境の保全とふれあいの推進 都市と農山漁村との交流の促進 地域食文化体験活動の推進
学校・家庭・地域の連携強化による社会全体の教育力の向上	豊かなつながりの中での家庭教育支援の充実 地域の教育力の向上

注：生きる力とは、子どもたちが、これからの社会を生きていくために必要な資質と能力として、中央教育審議会が「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について（第一次答申）」の中で示した考え方。「自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力」「自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心など豊かな人間性」「たくましく生きるための健康や体力」を意味する。

施策の目標指標	現状値	31年度目標値
学校が楽しいと思う児童・生徒の割合 (青森県「青少年の意識に関する調査」)	87.3% (H24)	増加
不登校児童生徒の在籍比 (文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」)	小 0.29% 中 2.60% 高 0.70% (H25)	小 0.25% 中 2.55% 高 0.50%
いじめ問題の解消率 (文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」)	小 93.9% 中 96.1% 高 89.8% (H25)	小 95.0% 中 96.5% 高 95.0%

(1) 子どもの権利擁護の推進

「すべての子どもの生命と人権が尊重され、幸せに育つ権利がある」という意識を持って子どもと接し、人権を尊重した教育を推進します。また、子どもの権利擁護や虐待防止に関する意識啓発を図ります。

① 学校・家庭・地域における人権教育の推進

- ・いじめなど子どもの人権に深く関わる事柄や男女の共同参画、高齢者や障害者との共生などについて、子ども自身が主体的に取り組むことができるよう、学校、家庭、地域において学習の機会を充実します。
- ・社会教育における人権教育・学習のあり方及び方向性を定めるために、基礎的な調査研究を実施します。
- ・人権に対する意識を高めるためのモデル講座開催等を通して、人権及び人権学習に関する県民の意識を啓発します。

② 子どもの権利擁護の普及啓発

- ・子どもの権利擁護や子ども虐待未然防止に取り組む気運の醸成を図るための子どもの人権に関する広報等により、意識啓発を図ります。

(2) 次代の親の育成の推進

次代を担う親として成長するため、男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを生き育てることの意義に関する教育・広報・啓発について、各分野が連携しつつ効果的な取組を推進します。また、若年者が自立して家庭を持てるようにするための意識啓発を行うことにより、就労を支援します。

① 思春期性教育の推進

- ・10代の人工妊娠中絶・性感染、性行動の低年齢化など、思春期における性の様々な問題を受け止め、自分を大事にすることを含めた性教育を行い、思春期の人工妊娠中絶やエイズ等の性感染症を予防し、生命を大切にすることを育むための対策を推進します。
- ・次代を担う親として成長するため、思春期からのライフプランや性に関する教育の推進及び関係機関のネットワークづくりを充実します。



② 若年者の就業意識の醸成・啓発活動の推進

- ・若年者に対して、職業に必要な資格の取得や基礎的な職業能力の習得など、早期の就職に結び付ける支援をします。
- ・若年者の雇用拡大を図るため、若年者に対し、職業に関する情報提供、職場体験機会の確保、キャリアコンサルティング、就職支援サービス等の雇用関連サービスを総合的に提供する体制を整備します。

(3) 子どもの生きる力、豊かな心の育みの支援

次代の担い手である子どもが個性豊かにたくましく生きるため、特色ある教育を展開し、子どもたちに確かな学力、豊かな心、健やかな体を育てる教育を推進します。また、子どもが自己肯定感を持ち、豊かな人間性を備え、自ら考え、行動し、未来を切り拓く力などの「生きる力」と「夢を育む心」を身に付ける教育を推進します。

① 確かな学力の向上

- ・社会の変化に主体的に生きていくことができるよう、基礎・基本的な知識・技能の確実な習得と思考力、判断力、表現力、積極的に学習に取り組む態度等の育成のために、一人ひとりの個性と創造性に配慮した、魅力あふれる学校教育を推進します。
- ・子どもたち一人ひとりを大切に、きめ細かな学習指導や生活指導を行うため、少人数学級編制を引き続き実施します。
- ・ものづくりの基盤技術を持つ優れた技能・技術者を小・中・高等学校に派遣し、技術指導などを実施し、技能・技術の継承を図ります。
- ・小・中学校の児童生徒を対象に、全県的な規模で学習状況の調査を行い、学習指導上の課題を明らかにした上で、各学校が指導の改善に活用できるよう、改善の方向性を示した資料を作成し、児童生徒の学力向上を図ります。
- ・多様化する高等学校生徒の実情を踏まえ、教育の質の保証と向上を図ります。
- ・小・中・高等学校の12年間を視野に入れた「継ぎ目のない教育」を推進し、各校種が連携して系統性と連続性のある学習指導・生徒指導に努めます。

② 豊かな心の育成

- ・豊かな心を育むため、高齢者等の地域の人財の活用や体験活動等を生かした多様な取組を工夫し、児童生徒の心に響く道徳教育を推進します。
- ・道徳教育実施上の諸問題を研究協議し、教員の実践的指導力の向上を図り、道徳教育を通じて学校と保護者や地域住民との交流を深め相互の理解を図り、学校、地域社会における道徳教育の充実を図ります。
- ・豊かな体験活動推進地域や推進校を指定し、モデルとなる体験活動に取り組み、小・中・高等学校における豊かな体験活動を推進します。
- ・ボランティア推進校の指定やボランティア活動の推進により、子どもたちの「福祉の心」を育みます。
- ・子どもが自発的にボランティア活動に参加できるよう、ボランティアの養成や情報提供、交流活動の推進に努めます。
- ・県民の福祉活動への参加を促進するため、子どもを含めた住民参加による友愛訪問や見守り活動などを県内全域に拡大します。
- ・子どもたちが「生きる力」を身に付けるよう、学校・家庭・地域社会の協働による取組を推進します。
- ・人と自然との共生や生命を尊重する意識を育むため、環境教育の推進に努めます。

③ 新しい時代に対応した教育の推進

- ・国際化社会の中で、共に生きる豊かな心を持ち、自国の文化や伝統を大切にし、他国の歴史や文化につ

いて理解を深める国際理解教育を推進するとともに、外国語指導助手等による外国語教育の充実に努めます。

- ・児童、生徒の発達段階に応じ、主体的に情報や情報機器を選択し活用できるよう情報教育の推進に努めるとともに、情報機器、通信ネットワークを活用した教育を推進します。
- ・子どもの創造力や探求心、自由な発想や発見を尊重し、体験的な学習を通して科学的な見方や考え方を育成する教育の推進を図ります。

④ スポーツ・芸術文化活動の振興

- ・豊かな感性を育むため、子どもたちによる文化・芸術活動や高齢者等との交流を通じた地域の伝統行事等への参加を促進し、発表の機会の提供に努めるとともに、本県の優れた芸術文化の振興や文化財の保存・活用に努めます。
- ・子どもたちが優れた芸術作品にふれ、生涯に渡ってスポーツに親しむ環境づくりに努めます。
- ・映画や演劇、出版物など、子どもたちが楽しく利用し、知的、情緒的、社会的、身体的能力の発達を促す優良児童文化媒体の開発と普及を促進します。
- ・子どもたちが様々な機会と場所で、読書活動を行える環境づくりを推進するため、関係機関等と連携し、読書活動の大切さについての普及啓発を図るとともに、読み聞かせ活動の支援体制を整備します。
- ・地域に根ざした魅力あるスポーツクラブ及びスポーツ少年団の育成を推進します。
- ・子どもの発達段階やそれぞれのスポーツニーズに応じた望ましいスポーツ活動を推進するため、指導者の研修・育成に取り組めます。
- ・郷土の文化や歴史に対する理解を深めるため、郷土に関する教育の推進に努めます。

⑤ 健やかな体の育成

- ・全国に比べて体力が低く、肥満傾向児が多いことや生活習慣の乱れ等現代的課題改善のため、子どもたちが運動に興味を持ち、運動に親しむ環境づくりを支援することで、進んで運動を行い、体力の向上を図るとともに、生涯に渡って健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現できるよう支援します。
- ・生涯に渡る健康は自ら獲得するという意識を早期に醸成するため、子どもたちに身近な生活の中で健康に関する知識を身に付けさせるとともに、社会活動を通じて自主的に健康生活を実践できる資質や能力の育成を図ります。
- ・公立学校の運動部と地域スポーツ指導者との連携促進を図るとともに、指導者の資質向上のための研修を行うなど、学校の部活動を支援します。

⑥ 信頼される学校づくり

- ・学校の教職員や児童生徒の安全対策能力の向上をねらいとした「防犯教室」を推進し、防犯や応急処置等についての研修の実施による指導者の資質向上と安全な学校づくりを推進します。
- ・教職員の資質向上と学校組織の活性化を図るため、人財育成・評価を行います。
- ・学校安全推進モデル地域を指定し、地域との連携を重視した学校安全に関する各種の取組を行い、成果を普及させます。
- ・安全・安心で質の高い教育を支える教育環境の充実に努めます。
- ・保護者や地域住民の参画による学校運営の改善を図り、社会全体で子どもを育てる学校づくりを推進します。

(4) 少年非行や不登校などに対する対策の充実

いじめや少年非行、不登校などの問題については、専門的な相談体制の強化、家庭や地域、関係機関との連携を密にし、それぞれの立場から取組を強化します。



また、開かれた学校運営を推進するとともに、子どもに対する弾力的な対応や、スクールカウンセラーの配置などの取組を進めます。

① 不登校やいじめなどに対する対策の充実

- ・いじめの未然防止、早期発見、解決に向けて、家庭、学校、地域社会など子どもに関わるすべての者がいじめは絶対にゆるさないという共通認識を持ち、それぞれの役割を果たすとともに、連携を図りながら一体となった取組を進めます。
- ・学校における教育相談体制の充実や教員の資質向上を図るため、臨床心理に関して高度な専門的な知識や経験を有する者等をスクールカウンセラーとして配置し、学校における教育相談体制の充実や教員の資質向上を図ります。また、教育分野に加え、社会福祉等の知識や経験を有する者をスクールソーシャルワーカーとして配置するなどして、不登校や問題行動等への対応に関する相談・訪問や学校と関係機関等とのネットワークの構築を行います。
- ・教育委員会に相談員を配置し、電話や来所による相談、学校訪問を通して、児童生徒や保護者、教職員へ支援を行います。
- ・いじめや不登校などの児童生徒の抱える問題へ適切に対応するため、関係機関のネットワーク化を図ります。
- ・不登校やひきこもりの子どもに対し、精神保健福祉センター、総合学校教育センター、児童相談所等での相談・援助活動を充実し、問題の解決に努めます。

② 少年非行等に対する関係機関とのネットワークづくりの推進

- ・子どもの健全育成を推進する青少年育成県民運動を進めるとともに、非行防止に関する自主的活動の推進を図ります。
- ・少年非行防止 JUMP チームによる非行防止に関する広報啓発活動のサポート等少年非行の防止と健全育成を推進します。
- ・子どもが非行を克服し、社会の中で自立した生活が営めるよう、関係機関との連携を図ります。
- ・児童自立支援施設における学校教育の充実に努めるとともに、対象となる子どもの問題の多様化など社会の変化に対応した処遇プログラムの開発に努めます。

③ 被害に遭った子どもの保護の推進

- ・被害少年に対して、カウンセリングアドバイザーとして臨床心理士等の専門家を委嘱し、少年補導職員等によるカウンセリング等の継続的支援活動を効果的に推進します。
- ・虐待などにより心身に傷を受けた子どもを守るため、医療・福祉・教育・司法が連携し、心身の治療とその後のケアに努めます。

(5) 命を大切にするとともに心を育む環境づくりの推進

子どもたちをめぐる痛ましい事件が多発していますが、このような事件を起こさないために、学校、家庭、地域社会、行政が一体となって、命の大切さを訴え、青森県の次代を担う子どもたちが、命を大切に、他人への思いやりや連帯感、自己肯定感を持ち、たくましく生きる力を身に付けられるよう、子どもたちを育てていく必要があります。このため、県民一体となって、命を大切にするとともに、子どもたちと地域との絆を深める環境づくりを推進します。

① 命を大切にするとともに心を育む県民運動の推進

- ・命を大切にするとともに心を育む県民運動推進会議に参加する民間団体や関係機関での一層の取組を推進するとともに、フォーラムの開催やポスター、チラシ、新聞広報などにより広く周知し、命を大切にするとともに心を育む環境づくりを推進します。

育む運動に関する県民の意識啓発を図ります。

② 命を大切に作る心を育む教育の推進

- ・学校において、命を大切に作る心を育む教育や道徳教育を実施します。

(6) 自然とふれあう体験交流の促進

自然体験活動を通して、自然環境保全に対する意識啓発、仲間との相互交流の促進及び「生きる力」の育みを提供します。また農林水産業や食文化に対する理解を深め、「食育」の推進及び郷土心を育みます。

① 自然環境の保全とふれあいの推進

- ・子どもの成長にとってかけがえのない自然を守り育てるため、自然環境の保全を推進します。
- ・野外での自然体験活動を通して、様々な冒険に挑戦することで、仲間との相互交流を深め、仲間づくりや個性の伸張を図ります。
- ・子どもたちの交流や自然体験ができる溪流や河川、水辺、海浜空間の整備を推進します。
- ・子どもたちの自主的な環境学習を推進するとともに、緑の少年団や青少年教育施設等での自然体験活動を通して、家族や仲間とふれあいながら豊かな心を育む機会を提供します。
- ・キャンプ、アウトドアスポーツなど自然に親しむ活動に加え、より身近な自然環境をフィールドとする充実した自然体験、社会体験などの機会を提供し、子どもの「生きる力」を育みます。
- ・青少年教育施設などを利用する子どもたちに野外活動や地域素材を生かした創作活動の場を提供するとともに、子どもたちと社会人や大学生・高校生との交流を深めます。
- ・自然観察・野外活動等を通じて、ふるさとの自然や野生動物などに対する理解を深め、自然環境保全に対する子どもたちの意識を高めます。

② 都市と農山漁村との交流の促進

- ・都市住民や子どもたちを対象に、農山漁村を体験学習の場として活用し、農林水産業やその多面的機能の重要性の理解促進を図ります。
- ・農林漁業体験や地元の食材・料理を活用しながら、農山漁村に滞在し、地域の農業や漁業、自然や伝統文化、人々とのふれあいを楽しむグリーン・ツーリズムを推進します。

③ 地域食文化体験活動の推進

- ・子どもたちが農林水産業や地域の食文化に対する理解を深め、健全な食生活を送る力を身に付けるための「食育」を推進します。
- ・いのち育む「食」を生み出す農林水産業や地域特有の食文化に関する体験活動を通じて、子どもたちがいのちを慈しみ、食べ物に感謝し、ふるさとを誇りに思う心を育みます。
- ・地域食材を生かした伝統料理の積極的な情報発信や新たな食文化の創造に努めます。

(7) 学校・家庭・地域の連携強化による社会全体の教育力の向上

学校・家庭・地域がそれぞれの役割・責任を自覚し、連携・強化し、地域社会全体で子どもを育てる観点から、家庭や地域の教育力を総合的に高め、社会全体の教育力の向上を目指す施策に取り組みます。

① 豊かなつながりの中での家庭教育支援の充実

- ・家庭の教育力を高めるため、地域における家庭教育支援の充実と地域全体で家庭を支える基盤の形成を促進します。



- ・家庭教育支援に関する研修を行い、地域において活動する家庭教育支援者を育成します。また育成した人財を活用し、家庭教育支援を強化します。
- ・早寝早起きや朝食を摂ることなど子どもの生活習慣づくりについて、学校や家庭と連携し、子どもの望ましい基本的な生活習慣を育成するための環境を整えます。

② 地域の教育力の向上

- ・学校と地域のパートナーシップの下に地域で学校を支える体制づくりを推進します。
- ・地域の子どもと大人がスポーツやレクリエーション、文化活動等を通じて、人と人、地域と地域が活発に交流できる環境をつくり、地域のコミュニティを再生します。
- ・特別支援教育諸学校の児童生徒及び地域住民を対象としたスポーツ交流会を開催し、地域スポーツの振興を図ります。
- ・地域と学校が連携協力し、奉仕活動・体験活動の機会充実を図ります。
- ・児童生徒に、「豊かな人間性や社会性」及び「自ら学び自ら考える力」を育むために、自然体験活動や奉仕的活動、ものづくりや勤労生産活動、職業体験などを取り入れた学習を推進します。
- ・子どもたちの成長にとってかけがえのない自然を守り育て、自然に親しむ機会を作ります。
- ・郷土の貴重な文化財や資料を、子どもたちの学習教材として活用できるよう支援をします。
- ・青少年が科学技術に興味を持ち、豊かな創造性を養うことができる環境の整備を図ります。
- ・地域住民など多様な主体の参加を促進しながら、農林水産業の生産基盤や農山漁村の生活環境の基盤づくりを通じた環境の保全・再生を推進します。
- ・子どもたちの自主的な環境学習・環境活動を支援するため、地域内における環境活動を推進します。

取組の役割分担

【家庭・県民】

- ・子どもの権利を尊重する人権意識の高揚
- ・思いやりの心や命を大切にする心の育成
- ・言葉遣いや礼儀、善悪の判断など社会的マナーや倫理観の育成
- ・自らの能力開発への積極的な取組
- ・若年者に対する助言・支援、地域社会への参加の働きかけ
- ・地域の行事や諸活動への積極的な参加
- ・多様な芸術文化の鑑賞、体験
- ・スポーツやレクリエーションへの積極的な参加
- ・生産者や高齢者等との交流や農山漁村での余暇活動への参加
- ・地域コミュニティの活性化、知己社会の連帯感の醸成
- ・子どもの成長の見守り

【地域】

- ・地域における子どもの健全育成
- ・地域における関係機関の連携
- ・健全な親子関係づくりのためのサポート体制の充実
- ・町内会や地域での、子どもたち中心の行事や活動の展開
- ・歴史や自然、文化、産業など、地域の財産を学ぶ機会の充実
- ・多様な農林水産業・食文化体験学習機会の提供と支援
- ・世代を越えた交流による豊かな人間関係づくりの場の充実

【関係団体】

- ・個性的な芸術文化の育成、発信等各活動の推進
- ・スポーツ競技力向上や普及に向けた取組の推進
- ・多様な農林水産業・食文化体験学習機会の提供と支援

【行政・学校】

- ・子どもの権利擁護の普及啓発
- ・命を大切にする心を育む教育の推進
- ・子どもの生きる力を育む教育の推進
- ・関係機関、民間団体などと連携した命を大切にする心を育む意識の醸成
- ・個々の学習状況に応じた指導の充実
- ・教員の資質向上に向けた教員研修等の充実
- ・道徳教育や体験活動の推進
- ・スポーツに親しむ環境づくりの推進と学校体育・健康教育の充実
- ・学校と地域を結ぶ人づくりの推進
- ・家庭教育を支える人づくり・地域づくりの推進



6 安全・安心な子育てをするために ー子どもが安全に生活できる環境づくりを支援しますー

子どもを犯罪や交通事故、その他の不慮の事故などから守り、安全に生活できる地域環境づくりについての施策に取り組みます。

施 策 の 目 標	施 策 の 内 容
子どもの安全の確保	安全な道路交通環境の整備 子どもの交通安全を確保するための活動推進 子育てにやさしいまちづくりの推進 犯罪・犯罪被害から子どもを守る活動の推進 安全・安心なまちづくりの推進
子育てを支援する生活環境づくり	子育てを支援する良質な住宅確保への支援 子育てを支援する良好な居住環境確保への支援
子どもの非行防止と健全な社会環境の形成	子どもの非行防止と非行のある子どもの指導の充実 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

施 策 の 目 標 指 標	現 状 値	31 年 度 目 標 値
子どもの交通人身事故死傷者数 (青森県「交通年鑑あおもり」)	377人 (H25)	減少
チャイルドシート使用率 (警察庁／日本自動車連盟「チャイルドシート使用状況全国調査」)	45.0% (H26.4)	増加
福祉犯被害少年数 (青森県警察本部少年課)	50人 (H25)	減少

(1) 子どもの安全の確保

子どもの安全の確保のため、交通安全施設の整備や地域と連携した交通安全活動を行い、交通安全意識の啓発を図ります。また、安全・安心なまちづくりのために、バリアフリー化を推進する他、関係機関が連携して地域防犯対策を推進します。

① 安全な道路交通環境の整備

- ・子どもを安心して外出させることができるよう、歩道や自転車歩行者道の確保、街灯の整備、ガードレールなどの交通安全施設の整備などに努めるとともに、交通安全対策の充実に努めます。
- ・冬場の安全な通学路を確保するため、歩道の除排雪に努めます。
- ・誰もが安心して通行できるよう幅の広い歩道（自転車歩行者道については幅員3m以上）等の整備と段差のない歩行空間のバリアフリー化に努めます。
- ・誰もが安心して道路を横断できるよう、音の出る信号機等のバリアフリー対応型信号機の整備、歩車分離式信号の運用に努めます。
- ・生活道路等において、信号機や歩道等の整備や車両速度の抑制する対策のほか、最高速度の区域規制や路側帯の整備等により、交通安全に努めます。

② 子どもの交通安全を確保するための活動推進

- ・子どもを交通事故から守るために、自治体・交通関係団体等地域ぐるみの交通安全活動を行い、交通事故防止に努めます。
- ・幼児・児童に映像により分かりやすく理解させるため、交通安全ビデオライブラリを整備し、幼稚園、学校等が実施する交通安全教室等で活用することにより、交通安全意識の高揚を図ります。
- ・チャイルドシートの正しい着用を推進するため、保護者等に対して指導や情報提供に努めます。
- ・児童・幼児の自転車乗車時の乗車用ヘルメット及び幼児用座席におけるシートベルト着用を推進します。
- ・幼児二人同乗用自転車の普及が促進されるよう、保護者等に対して指導や情報提供に努めます。

③ 子育てにやさしいまちづくりの推進

- ・「青森県福祉のまちづくり条例」に基づき、障害者や高齢者、妊産婦、乳幼児連れの方など、全ての県民が安心して暮らし、積極的に社会参加できる障壁のない生活環境の整備をハード・ソフトの両面から一体的に推進します。
- ・障害者、高齢者、妊産婦、ベビーカー使用者等に配慮した建築物の整備状況など、バリアフリーに関する情報の提供に努めます。
- ・妊婦等に配慮し、病院や店舗等の駐車場にマタニティマークを表示するなど妊婦用駐車場を確保するよう努めます。
- ・公共施設や不特定多数の県民が利用する民間施設でのベビーカーの配置、授乳室、託児室や親子用トイレの整備を進めるよう働きかけていきます。
- ・タバコの煙に含まれる有害物質により、健康への悪影響を及びやすい妊婦や子どもを受動喫煙から守るための環境整備に努めます。
- ・新設、大改良駅、段差5m以上及び1日の乗降客5千人以上の既設駅について、鉄道事業者がエレベーター等を設置することでバリアフリー化を推進するよう働きかけていきます。
- ・地域住民にとって重要な移動手段である路線バスについて、ノンステップやワンステップスロープ付きバス車両の導入を促進します。
- ・子ども連れで楽しめ、子どもが安心してのびのびと遊べる空間の整備に努めます。



④ 犯罪・犯罪被害から子どもを守る活動の推進

- ・地域住民にミニ広報紙を配布し、犯罪等に遭わないための安全情報の提供に努めます。
- ・地域住民が自主的防犯活動を行うことにより、犯罪を効果的に抑止するために、犯罪の発生状況、具体的な防犯対策等に関する情報提供に努めます。
- ・子どもを犯罪等の被害から守るため、学校等との連絡体制を充実します。
- ・警察署単位で自治体、地域住民、防犯ボランティアに犯罪発生情報を提供し、犯罪発生を抑止に努めます。
- ・少年補導協力員等少年警察ボランティアや学校関係者、警察などが連携し、学校付近や通学路の防犯パトロールに努めるとともに、スクールサポーター制度を導入します。
- ・教職員、保護者に対する防犯講習会を実施し、学校、保育園等における安全の確保に努めます。
- ・防犯ボランティア等に対して、情報の提供や助言等を行い、防犯ボランティア活動を支援します。

⑤ 安全・安心なまちづくりの推進

- ・「鍵かけ・あいさつ運動」、「防犯性能の高い建物部品の普及促進」を推進して、住宅対象侵入窃盗に対する抑止力の強化を図ります。
- ・道路・公園等の公共施設、金融機関、コンビニエンスストア、住宅等の配置、構造、設備等について、犯罪防止に配慮した計画・設計を推進し、犯罪に遭いにくいまちづくりに努めます。
- ・防犯、交通安全、消費生活分野全般に渡る地域の安全・安心確保に取り組む「あおり型セーフティネット」の構築・普及を図ります。
- ・不慮の事故による外傷の危険性が少ないまちづくりを進めるため、セーフティプロモーションの普及啓発を図ります。

(2) 子育てを支援する生活環境づくり

ユニバーサルデザインの理念を多くの人が共有し、子育て世帯等が利用しやすい建物やサービスの普及したまちづくりや良質な住宅の確保への支援に取り組みます。

① 子育てを支援する良質な住宅確保への支援

- ・既存住宅の活用・流通等を支援する体制の整備等を図り、子育て世帯の住みかえを促進します。
- ・子育てに適した住まいの選択や確保ができるよう、地域優良賃貸住宅の普及や三世帯同居・近居を望むすまい手に対する情報提供や相談を総合的に推進します。
- ・子育て世帯の入居を受け入れる民間賃貸住宅に関する情報提供に努めます。

② 子育てを支援する良好な居住環境確保への支援

- ・住宅のユニバーサルデザイン化や子育て支援施設を併設した住宅の供給支援を推進します。

(3) 子どもの非行防止と健全な社会環境の形成

各種メディアへの過度な依存による弊害、子どもの犯罪被害及びインターネット上のいじめ防止のため、出会い系サイト等の危険性の広報啓発活動の推進やフィルタリング・ソフト等の普及促進等情報モラル教育を推進します。

① 子どもの非行防止と非行のある子どもの指導の充実

- ・県教育委員会と県警察本部が少年非行に関して専門的な知識や豊富な経験を有するスタッフ（合同サポートチーム）を派遣し、犯罪被害防止等の取組を支援します。
- ・出会い系サイト等を利用した犯罪の被害から少年を守るために、出会い系サイト規制法や出会い系サイ

ト等の危険性を広報啓発し、被害の防止に努めます。

② 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

- ・子どもの健全な育成を阻害するおそれのある有害な図書類の販売等について規制し、各種ボランティア等との連携による有害環境の浄化活動を推進します。また、青森県青少年健全育成条例の周知を図り、県民一人ひとりが、子どもの健全な育成を助長する社会環境の形成に努めるよう意識啓発を進めます。
- ・出会い系サイト規制法及び出会い系サイトの危険性について、関係機関、関係業界等に対して指導を要請し、有害環境対策の推進に努めます。
- ・インターネット上の有害情報や、インターネット上のいじめから子どもを守るため、関係機関と家庭が連携して子どもが利用する携帯電話等におけるフィルタリング・ソフト又はサービスの普及促進等に努めます。
- ・スマートフォン等の普及に伴う長時間利用による生活リズムの乱れなどの問題に対して、ネットの適切かつ安心安全な利用について、子どもと保護者に対する普及啓発に努めます。
- ・各種メディアへの過度な依存による弊害について啓発し、子どもたちが有害情報等に巻き込まれないよう、情報モラル教育を推進します。



あおもり子育て応援わくわく店事業シンボルマーク

～子育て家庭等を対象に割引や特典、お出かけに配慮したサービスを実施している協賛店舗等のマークです。～



〈青森県親子にやさしい街マップ〉

県内の子育て支援サービス、子育て応援わくわく店、おでかけスポットやイベント情報が満載です。



取組の役割分担

【家庭・県民】

- ・ 地域と連携した自主的な防犯活動への参加
- ・ 交通安全意識の向上
- ・ 妊産婦、乳幼児連れ、高齢者、障害者等の移動円滑化に向けた理解と配慮
- ・ 性・暴力などの有害な情報や健全な育成を阻害する行為からの擁護

【地域】

- ・ 防犯活動と犯罪の発生しにくい環境の構築
- ・ 交通安全運動の推進
- ・ 地域における子どもの健全育成
- ・ 地域における関係機関の連携
- ・ 事故、外傷の危険性が少ない環境づくり

【事業者】

- ・ 犯罪防止に配慮した環境設計など、犯罪の発生しにくい環境の構築
- ・ 交通安全運動の推進
- ・ バリアフリー化など、子育てにやさしい環境の整備

【行政】

- ・ 各種犯罪の発生抑止対策・取締りの強化
- ・ 交通安全についての啓発活動や教育の推進
- ・ 防犯設備・交通安全施設等の整備
- ・ 性・暴力などの有害な情報や健全な育成を阻害する行為から子どもを守るための良好な環境づくりの推進
- ・ 事故、外傷の危険性が少ない環境づくり

7 施策の目標指標

6つの施策の基本方針ごとに掲げている施策の目標指標について、毎年度達成状況を把握、点検、評価します。

施策の基本方針	施策の目標	施策の目標指標	現状値	31年度目標値
1 結婚の望みをかなえるために ー社会全体で結婚したい男女を応援しますー	(1)結婚を社会全体で支援する取組の推進 (2)結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援の推進	婚姻率 (厚生労働省「人口動態統計」)	4.3/人口千対 (H25)	増加
		合計特殊出生率 (厚生労働省「人口動態統計」)	1.40 (H25)	増加
		平均初婚年齢 (厚生労働省「人口動態統計」)	男30.5歳 女28.8歳 (H25)	低下
		第一子出生時の母の平均年齢 (厚生労働省「人口動態統計」)	29.5歳 (H25)	低下
2 安心して子どもを産むために ー妊娠・出産を支援しますー	(1)母性及び子どもの健康の確保・増進	乳児死亡率 (厚生労働省「人口動態統計」)	2.4/出生千対 (H21～H25平均)	全国平均以下
		全出生数中の低出生体重児の割合 (厚生労働省「人口動態統計」)	9.5% (H24)	減少
		むし歯のない3歳児の割合 (青森県子どもみらい課)	68.1% (H24)	71.5%
		妊娠中の妊婦の喫煙率 (青森県子どもみらい課)	4.6% (H25)	0%
		育児期間中の両親の喫煙率 (厚生労働省母子保健課)	父 49.8% 母 8.1% (H25)	父 36.0% 母 6.0%
		妊娠中の妊婦の飲酒率 (青森県子どもみらい課)	3.3% (H25)	0%
		小児救急電話相談（#8000）を知っている親の割合 (厚生労働省母子保健課)	48.9% (H26.12)	59.9%
		子どものかかりつけ医を持つ親の割合 (厚生労働省母子保健課)	医師 70.7% 歯科医師 44.6% (H26.12)	医師 78.8% 歯科医師 49.1%
		仕上げ磨きをする親の割合 (厚生労働省母子保健課)	69.3% (H26.12)	74.7%
		十代の自殺死亡率 (厚生労働省「人口動態統計」)	10.6/人口10万対 (H25)	減少
		児童、生徒における痩身傾向児の割合 (高校2年女子) (文部科学省「学校保健統計調査」)	1.9% (H25)	1.4%
		児童、生徒における肥満傾向児の割合 (小学5年生) (文部科学省「学校保健統計調査」)	14.2% (H25)	12.0%
		十代の喫煙率 (青森県「未成年者喫煙飲酒状況調査」)	中学1年男子 0.4% 女子 0.2% 高校3年男子 2.7% 女子 1.1% (H23)	0%
		十代の飲酒率 (青森県「未成年者喫煙飲酒状況調査」)	中学3年 8.2% 高校3年 14.6% (H23)	0%
		この地域で子育てをしたいと思う親の割合 (厚生労働省母子保健課)	92.3% (H25)	94.2%
		妊娠中、仕事を続けることに対して職場から配慮されたと思う勤労妊婦の割合 (厚生労働省母子保健課)	91.9% (H26.12)	93.9%
		子どもを虐待していると思う親の割合 (厚生労働省母子保健課)	3・4か月児 0.8% 1.6歳児 0.8% 3歳児 3.4% (H26.12)	減少
乳幼児揺さぶられ症候群（SBS）を知っている親の割合 (厚生労働省母子保健課)	3・4か月児 93.2% 1.6歳児 92.7% 3歳児 92.2% (H26.12)	100%		



施策の基本方針	施策の目標	施策の目標指標	現状値	31年度目標値
3 安心して子どもを育てるために —社会全体で子育て支援を推進します—	(1)幼児期の教育・保育等の推進 (2)放課後子ども総合プランの推進 (3)地域における子育て支援サービスの充実 (4)仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス) 実現のための働き方の見直し	【再掲】 合計特殊出生率 (厚生労働省「人口動態統計」)	【再掲】 1.40 (H25)	【再掲】 増加
		男性の育児休業取得率 (青森県「中小企業等労働条件実態調査」)	0.8% (H25)	2.0%
		理想とする子どもの数の平均と予定とする子どもの数の平均の差 (青森県「子どもと子育てに関する調査」)	理想 2.54人 予定 2.17人 理想>予定0.37(H25)	減少
		子育てする上で、辛さ、不安、悩みを持っている(持っていた)人の割合 (青森県「子どもと子育てに関する調査」)	78.0% (H25)	減少
4 特に支援が必要な子どもが健やかに育つように —様々な環境にある子どもや家庭を支援します—	(1)子どもへの虐待防止対策の充実 (2)様々な環境にある子どもや家庭へのきめ細かな取組の推進 (3)障害のある子どもへの支援の充実	子育て中に子どもを虐待していると感じることがある(あった)親の割合 (青森県「子どもと子育てに関する調査」)	32.8% (H25)	減少
		里親等委託率 (厚生労働省「福祉行政報告例」)	20.2% (H25)	23.4%
		母子寡婦福祉資金の周知度 (青森県「ひとり親家庭等実態調査」)	23.5% (H21)	増加
		児童養護施設入所児童の大学等進学数 (青森県こどもみらい課)	1人 (H25)	増加
5 健やかに心豊かに育つように —豊かな心、命を大切に する心を育む支援と健全育成を推進 します—	(1)子どもの権利擁護の推進 (2)次代の親の育成の推進 (3)子どもの生きる力、豊かな心の育みの支援 (4)少年非行や不登校などに対する対策の充実 (5)命を大切にすることを育む環境づくりの推進 (6)自然とふれあう体験交流の促進 (7)学校・家庭・地域の連携強化による社会全体の教育力の向上	学校が楽しいと思う児童・生徒の割合 (青森県「青少年の意識に関する調査」)	87.3% (H24)	増加
		不登校児童生徒の在籍比 (文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」)	小 0.29% 中 2.60% 高 0.70% (H25)	小 0.25% 中 2.55% 高 0.50%
		いじめ問題の解消率 (文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」)	小 93.9% 中 96.1% 高 89.8% (H25)	小 95.0% 中 96.5% 高 95.0%
6 安全・安心な子育てをするために —子どもが安全に生活できる環境づくりを支援 します—	(1)子どもの安全の確保 (2)子育てを支援する生活環境づくり (3)子どもの非行防止と健全な社会環境の形成	子どもの交通人身事故死傷者数 (青森県「交通年鑑あおもり」)	377人 (H25)	減少
		チャイルドシート使用率 (警察庁/日本自動車連盟「チャイルドシート使用状況全国調査」)	45.0% (H26.4)	増加
		福祉犯被害少年数 (青森県警察本部少年課)	50人 (H25)	減少



のびのびあおもり子育てプラン

I 本 編